

(2) 事業手法・・・区画整理・再開発一体的施行案

<p>1 都市機能</p>	<p>高槻の顔としてより一層のグレードアップが図れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業・業務機能の再編、強化 ・ ホテル等の新しい機能の導入 ・ 魅力ある都市空間の形成 ・ 駅周辺都市基盤の充実 <p>(新たな駅前広場のイメージ)</p> 
<p>2 公共施設</p>	<p>安満新町天神線等の整備により駅周辺の交通環境が向上</p> <p>駅前広場の機能拡充</p> <p>JR 側道の整備により駅へのアクセス性や交通環境が向上</p> <p>高槻駅前線の拡充等により都市シンボルとなる景観軸を創出</p>  <p>(駅前広場から上宮天満宮を望む新たな景観軸のイメージ)</p>

3 事業の成立性

(1) 土地区画整理事業の保留地処分

業務代行方式(昭和61年 区画整理課長通達)の導入により事業成立性を担保

(業務代行方式とは)

民間事業者が、保留地の取得を条件として、土地区画整理組合からの委託に基づき、当該事業の施行に関する業務の相当分を代行する方式で、準備会では、すでにその予定者を決定されている。

(2) 市街地再開発事業の保留床処分

特定業務代行方式(平成8年 建設省通知)の導入により事業成立性を担保

(特定業務代行方式とは)

民間事業者が市街地再開発組合の委託に基づき、当該事業の施行に関する業務の相当分を代行する制度であって、工事施工と保留床取得義務が伴う方式を特定業務代行方式とし、他にこれらの義務が伴わない一般業務代行方式がある。

主な業務	義務
組合等事務業務 コーディネーター業務 調査設計業務 工事監理業務 工事施行業務等	施行者が必要な資金を確保するにあたり必要な援助を行う。 保留床の全部について処分の責任を負う。

凡例 : 特定業務代行方式 : 一般業務代行方式

(3) 補助金の確保

新規採択要望に向けた協議を開始